

第43回 日税連公開研究討論会

南九州税理士会研究テーマ「中小企業税制」について

熊本東支部 渡邊 龍一

1 はじめに

第43回日税連公開研究討論会が、日本税理士会連合会、南九州税理士会、九州北部税理士会及び沖縄税理士会の共催により、平成28年11月4日（金）に沖縄で開催されることになっています。当会は「中小企業税制」を大きな研究テーマとして、現在、公開研究討論会パネラーに選任された各県メンバーが検討を行っているところです。小生も微力ではございますが熊本県パネラーとしてできる限りの協力をさせていただきます所存です。

そこで、当会の研究テーマについて、皆様から率直な御意見や御指導を頂戴し、今後の調査研究に生かしたいと考えております。皆様の御協力を頂ければ、限られたパネラーの知識やアイデアだけで研究を進めるよりも、幅広い観点、様々な切り口からの研究を行うことができるのではないかと考えている次第です。

2 研究目的

近年、税制改正大綱をはじめ様々な文献等においても中小企業税制に関する問題提起がなされており、今後もいっそう議論されるものと思われます。また、私たち税理士にとって最も身近で重要な存在であります中小企業は、我が国の発展のために非常に大きな役割を担っています。

そこで、減少傾向にあるといわれる中小企業を今後発展させるために、税制はどうあるべきなのか、こういった方向性が望ましいのかを検討し、最終的に何らかの有用な提言を行うことを目的としています。以下、問題の所在を記載します。

3 中小法人の区分（資本金1億円基準）

中小企業税制を考える上で最初に想起される問題は、中小法人に区分されるか否かが決まるいわゆる「資本金1億円基準」ではないでしょうか。平成27

年度税制大綱¹にもありますように、資本金が1億円以下である中小法人は、それだけで一律に扱われ、軽減税率その他各種税制が適用されるほか、多くの制度において大法人と異なる扱いが認められているという点です。中小法人の実態は、大法人並みの多額の所得を得ている法人から個人事業主に近い法人まで様々であるにもかかわらず、同一制度の恩恵を受けているため、基準の妥当性について疑問の声が上がっています。

そこで、各制度において「本来優遇されるべき中小法人とはどのような法人なのか？」を明らかにすることで、あるべき基準を見出せればと考えています。ただ、実際に明らかにできるものなのか、明らかにできたとしてもおのずとあるべき基準がみえてくるものなのか、その基準を考える上では多様なハードルがみえてくるのではないかと、といった懸念がありますので、幅広く、様々な観点からの研究が必要であると思っています。

4 課税の中立性（法人成り）

次に、いわゆる法人成りについて検討を行います。この問題に関しても、以前より議論がなされているところです。日税連税制審議会の答申²では、課税の中立性に関する問題として法人成りについての課税のあり方を取り上げ、法人成りを行うことで親族に対する給与支給による所得分散とその給与所得控除の適用が可能になり、法人成りを行わなかった事業者との間で課税のバランスを欠いていると指摘されています。なお、同答申において、この法人成りに関する問題は給与所得控除制度の見直し（給与所得控除制度を見直し実額による控除制度を導入）により相当程度解消されると指摘されているところ、現在、段階的に給与所得控除の上限額の引下げが行われている点を考慮すると、幾分か問題解消に向かっていると思われますが、まだ議論の余地がある

のではないかと考えています。

そこで、現行の税制面からだけでなく様々な観点から法人成りによる影響を検証し、まだ相当程度課税のバランスを欠いているといえ、更なる制度改正の必要があるのか、逆に、そのような問題の解消よりも雇用拡大につながるなど中小企業の活性化を目的に法人成りを勧める方向性が望ましいとの結論に至るのか、実務の上でも法人成りによるメリット・デメリット等を検討する機会はよくあるため、検討に値する課題であると思っています。

5 役員給与税制

最後の問題提起として、役員給与税制について検討を行います。言うまでもありませんが、平成18年度税制改正により、役員給与のうち損金算入となる場合が限定列举され、それ以外は原則損金不算入との建付けとなり、また、その改正以来、税理士や研究者などから多くの批判がなされています。

当会は「中小企業税制」を研究テーマに掲げていますので、その多くの問題点や弊害のうち中小企業の視点や我々の実務上の問題点に絞って検討を行うことを予定しています。

6 おわりに

以上の3つのテーマに絞って研究を進めている状況です。なお、研究を進める上で、当会のパネラー全員が持っている共通認識は、①実務家である税理士なりの視点を盛り込んだ研究内容にしたい、②最

終的な研究結果から導かれるであろう税制のあり方や仕組みは、複雑でなく簡素で理解しやすい規定が望ましい、ということです。

以上が当会の研究テーマの概要になります。ぜひ、皆様から率直な御意見御指導を頂き、今後の研究に生かしたいと考えております。上記テーマとは直接関係しないような御意見も頂戴できればと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(注) 1 平成27年度税制改正大綱に次のとおり記載されています。「全法人の99%を占める中小法人（資本金1億円以下）については、軽減税率や各種の政策税制（例えば、中小企業投資促進税制）が適用されるほか、（中略）多くの制度において、大法人と異なる扱いが認められている。中小法人の実態は、大法人並みの多額の所得を得ている法人から個人事業主に近い法人まで区々であることから、（中略）資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。（中略）中小法人課税の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。」

2 日本税理士会連合会税制審議会「中小企業の事業形態と税制のあり方について一平成18年度諮問に対する答申一」平成18年12月19日。

日税連機関誌「税理士界」新春号第1面掲載写真募集

あなたの写真で飾りませんか

広報部では、日税連「税理士界」新春号（平成28年1月15日付）の1面写真を会員の皆様から募集しています。奮ってご応募ください。

■募集締切日……平成27年11月17日必着

■写真……A4判以上の大きさのカラー写真又はデジタルデータ

テーマは、特に正月に関連するものに限らず、自由なテーマでお願いします。できれば明るい、前向きなイメージの作品をご提供ください。

ただし、未発表のものに限りません。

南九会広報部で応募作品から1点を選定し、日税連広報部において全国の単位会からの作品のうち1点を選考決定します。

■あて先……南九州税理士会広報部 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目17番5号
メールアドレス kouhou@mkzei.or.jp